

令和6年7月25日 承認
先端科学・社会共創推進機構施設委員会

令和6年7月18日 作成
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長

金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー管理設備「物品収納スペース」の管理及び使用に関する取扱いについて

(趣旨)

第1 この取扱いは、金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）において管理する物品収納スペースの管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2 物品収納スペースの管理責任者（国立大学法人金沢大学固定資産等管理規程第2条第1項第10号に規定する物品管理部局責任者をいう。）は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長（以下「ラボラトリー長」という。）とする。

(物品収納スペースの設置室)

第3 物品収納スペースは、ラボラトリー長が別に定める。

2 運営・管理にあたっては担当を置き、本学職員あるいは準ずる者の中からラボラトリー長が指名する。

(使用資格)

第4 物品収納スペースは、次に掲げる者のうち、次項に定める者が使用することができるものとする。

- (1) 本学のラボラトリー施設に入居している者（金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー細則第8条における「使用者」）
- (2) 本学の先端科学イノベーション推進機構のインキュベーション施設に入居している者（金沢大学先端科学・社会共創推進機構インキュベーション施設細則第7条における「使用者」）
- (3) その他ラボラトリー長が適当と認めた者

(使用申請)

第5 設備の使用手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 物品収納スペースを使用しようとする者は空き状況を確認の後、申請書(VBLスペース貸出申請書)に必要事項を記入のうえ、ラボラトリー事務室に提出し、使用の許可を受けるものとする。

2 担当あるいは事務員は、申請者に使用の可否を通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第6 担当あるいは事務員は、前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可の条件に違反したと認められるとき、又は管理上支障があると認められるときは、当該使用の許可を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(使用者の心得)

第7 使用者は、本取扱い、使用上のルール及び注意事項を遵守しなければならない。

2 使用者は、物品収納スペースの使用に当たっては、担当及び事務員の指示に従わなければならない。

3 使用者は、承認された目的以外に物品収納スペースを使用してはならない。

4 使用者は、事故防止に十分注意を払わなければならない。

(損害賠償)

第8 使用者は、その責に帰すべき事由により、物品収納スペースを滅失、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、物品収納スペースの使用により受けたあらゆる障害を自己責任によるものとし、損害・傷害賠償責任を請求しない。

(受益者負担)

第9 使用者は、物品収納スペースの使用に係る費用（以下「使用料」という。）を負担しなければならない。ただし、ラボラトリー長が特に必要と認めたときは、その一部又は全部を免除することができる。

2 使用料は、ラボラトリー長が別に定める。

(雑則)

第10 この取扱いに定めるもののほか、物品収納スペースの管理及び使用に関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。

令和6年7月25日 承認
先端科学・社会共創推進機構施設委員会

令和6年7月18日 作成
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長

「物品収納スペース」の使用手順等について

1. 使用手順

- ①使用希望者は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）受付に使用希望期間の使用状況を確認する。
- ②ラボラトリー職員は使用状況を確認し、空いている場合は使用希望者に仮予約として通知するとともに物品収納スペース貸出申請書を渡して提出を求める。
- ③ラボラトリー職員は使用希望者から物品収納スペース貸出申請書を受領し、ラボラトリー長の承認申請を行う。
- ④ラボラトリー長の承認が得られた場合は、ラボラトリー職員は先端科学・社会共創推進機構 VBL 物品収納スペース利用表に使用予約を入力し、使用希望者に使用が許可された旨、連絡する。
- ⑤ラボラトリー職員は、ラボラトリー長の承認が得られなかった場合は、使用希望者にその旨、通知をする。
- ⑥使用者は、使用の際に、ラボラトリー受付で、物品収納スペースが設置されている部屋の鍵を受領する。
- ⑦使用者は、設備使用后、部屋の鍵をラボラトリー受付へ返却する。
- ⑧ラボラトリー職員は、定期的に、物品収納スペースが設置されている部屋の状況を確認する。
- ⑨年2回、使用者は設備の使用料の振替手続きを行う。

2. 物品収納スペースの場所と使用料

- ①共同実験室及び共同研究室の入居者
404室（印刷室）、屋外物品庫：1, 000円/m²・月
- ②VBL 工房の入居者
308室（在庫倉庫）：1団体につきロッカー2個、無料

3. 管理運営

担当：先端科学・社会共創推進機構 特任助教 宮下 明珠
事務：VBL 事務員 塚林 美沙